

平成28年第2回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：平成28年6月13日（月）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 平成28年6月13日（月曜日） 午前9時57分～午後2時37分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（7人）

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 佐藤清吉 | 副委員長 | 佐藤文子 |
| 委員 | 石塚 柏 | 委員 | 小山緑郎 |
| 委員 | 大野忠夫 | 委員 | 児玉裕一 |
| 委員 | 千葉 健 | | |

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

| | |
|--------------|-------------------|
| 総務部長：佐藤芳彦 | 総務課長：福原勝人 |
| 財政課長：舩谷祐幸 | 総合防災課長：竹村由喜美 |
| 総合防災課参事：伊藤直樹 | 選挙管理委員会事務局長：生田目新永 |

| | |
|--------------|------------|
| 神岡支所長：伊藤禎祐 | 中仙支所長：高橋利省 |
| 西仙北支所長：佐々木繁隆 | 協和支所長：佐川浩資 |
| 南外支所長：佐藤政利 | 仙北支所長：大河洋子 |
| 太田支所長：安達成年 | |

議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

審議案件

- 第1 議案第133号 大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について
 - 第2 議案第134号 字の区域の変更について
 - 第3 議案第135号 財産の取得について
 - 第4 議案第136号 財産の取得について
 - 第5 議案第140号 平成28年度大仙市一般会計補正予算（第2号）
 - 第6 陳情第45号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情
 - 第7 陳情第47号 旧佐藤産業工場解体に関する陳情
 - 第8 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前9時57分

○委員長（佐藤清吉） おはようございます。会議に先立ちまして、平成28年度の定期人事異動で職員の異動がありましたので、当局から出席職員の紹介をお願いいたします。

はじめに総務部関連の出席職員の紹介をお願いします。

（佐藤総務部長から順次紹介する）

○委員長（佐藤清吉） 次に、市民部の出席職員の紹介をお願いします。

（高階市民部長から順次紹介する）

○委員長（佐藤清吉） ありがとうございます。

それでは審査に入りますが、審査担当課以外の職員はご退席をお願いいたします。

（審査に関係の無い職員は退席）

○委員長（佐藤清吉） 改めまして、おはようございます。委員各位職員の皆様には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今回の委員会審査におきましては、単行案4件、補正予算案1件、陳情が2件となっております。特に陳情につきましては、中仙から出ております佐藤工業の解体の件ありまして、それについては、現地調査を行いたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。佐藤総務部長、お願いいたします。

○総務部長（佐藤芳彦） 委員の皆様におかれましては、お忙しいところ委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。改めまして、市政報告でもご報告させていただきました市県民税の特別徴収税額の決定通知書の一部に記載の誤りがあったことにつきまして、改めまして皆様方にお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ご

ございませんでした。このようなミスが発生しないよう業務マニュアルの再点検を行うなど取り組みを徹底して参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

今次定例会の委員会におきましてご審議をお願いいたします案件は、単行案4件、補正予算案1件の5件であります。このあと担当課長から説明いたしますが、委員の皆様におかれましては、各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は簡潔をお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構でございます。

○委員長（佐藤清吉） はじめに、議案第133号「大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について」及び議案第134号「字の区域の変更について」の2件は、関連がありますので、本2件を一括して議題といたします。当局の説明を求めます。福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） おはようございます。説明に先立ちまして、本日同席させていただいております担当職員を紹介させていただきます。総務課文書法制班の大釜弘靖主席主査でございます。

それでは、議案第133号、大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について、並びに議案第134号、字の区域の変更について、一括してご説明申し上げます。

資料No. 1の議案書は、7ページから12ページまでとなります。

本2件につきましては、大仙市の仙北地域板見内地区と太田地域三本扇地区、また、美郷町の本堂城回地区で施行されております県営ほ場整備事業によりまして、従来の地形が変更されたことから、整理後の区画に合わせて、大仙市と美郷町との境界、及び大仙市内の字界を変更する必要があることから、事業実施主体であります秋田県知事から変更の依頼があったものでございます。該当する区域につきましては、別にお渡ししております総務課作成の資料でご説明いたします。資料は、こういった表紙の資料でございます。図面が3枚ついております。こちらの1ページをお開き願いたいと思います。

まず、位置についてでございますが、仙北地域の払田の柵の南東部になります。赤い線で囲まれた部分が県営ほ場整備事業の施行区域でありまして、黒い線で囲まれた部分が境界変更箇所となります。

それでは、2 ページをご覧ください。緑色の部分が美郷町から大仙市に編入する区域、紫色の部分が大仙市から美郷町に編入する区域となります。この縮尺で、大変恐縮ですが、ほとんど見えませんが、資料の左端の方にも変更箇所が、わずかですが、ございます。

美郷町から大仙市に編入する区域の面積は12万8,077.08平方メートル、大仙市から美郷町に編入する区域の面積は12万6,798.72平方メートルで、大仙市では1,278.36平方メートルの面積増となります。

なお、これによる大仙市の平方キロメートル単位の面積に変更はございません。また、人口、選挙区の異動もございません。

資料3ページをご覧ください。こちらが、大仙市内の字界を変更する区域についての全体図です。着色された部分が字名を変更する区域で、黒字が変更前の字名、赤字が変更後の字名となります。議案第133号につきましては、大仙市と美郷町との境界変更について、議案134号につきましては市内の字界を変更することについて、それぞれ地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚柏） お尋ねです。圃場整備に伴って、換地処分して、最終的に処分地確定するということだと思っておりますが、これあれなんですかね、現状は田んぼに、大仙市の人も美郷町の人も、現況がボツボツといろいろな所にあったんだけど、最終的にはそれを纏めて、大仙市側、それから美郷町側というふうに集約をして今回の最終案になったと、こんな形なんでしょうか、イメージとして、ちょっとその点教えていただけませんか。

○委員長（佐藤清吉） はい、福原総務課長。

○総務課長（福原勝人） ただ今、石塚委員おっしゃったように、所有者が必ずしも大仙市、美郷町だけとも限りませんし、その所有者の関係は当然ありますけれども、換地処分というのは当然、できるだけ集約はいたします。そういった観点で区画を整理していきますが、今回の字界、境界変更については、その地形が非常に重要視されます、分かりやすい境界ということで、そういった意味でその所有関係と換地処分とそれからこの

境界というのは、必ずしも関連したものということとは言えないというふうに考えております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいでしょうか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本2件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本2件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第135号、「財産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） おはようございます。説明に入ります前に、本日同席しております職員の紹介をいたします。防災班長の伊藤参事でございます。それから消防班長の藤田主席主査でございます。

それでは、議案第135号財産の取得についてご説明いたします。資料No.1議案書は13ページ、別にお配りしてあります総務民生常任委員会資料A4版ですけども、こちらになります、の1ページをご覧ください。

取得する財産につきましては、消防用軽四輪駆動小型動力ポンプ付積載車8台であります。取得理由につきましては、4月に実施しました消防団の再編に伴う新規購入分5台分と、老朽化しました更新分3台であります。

株式会社タカギ及び株式会社高義商会の2社で指名競争入札の結果、4,288万円で株式会社高義商会の落札となり、4,631万4百円で同社から取得するものです。なお、納入期限は10月21日となっております。2ページ目でございますけれども、

これは積載車の仕様、それから下の方が今年度購入した分の配備カ所についてでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今の消防団の災害に強いまちづくり、両方なんですけど、これあのコミュニティ助成事業という、いろんなところさ使ってるんだけれども、この団体は、地方6団体だとか、そういうところ集まって管理してるんですけども、書き物見ればそういうふうな書き方してるんだけれども、そういう団体で管理しているという、支所もひとつ6団体（聞き取り不可能）そういうことについて、こういう補助事業があるよということについて、現場から、現場って、市の行政の方から、いろいろと要望が出されて、それを検討してやってくるのが、そこの管理する側のところで採択するか、しないかというのが、決めるんだと思いますけども、その辺はそういうことですか。

○総合防災課長（竹村由喜美） 今、大野議員からご質問ありました、コミュニティ事業の質問というのは、一般財団法人自治総合センターの話でしょうか。

○委員長（佐藤清吉） 大野さん、確認、質問してますけども。

○委員（大野忠夫） すみません、ちょっと聞き逃してしまって。

○総合防災課長（竹村由喜美） 今、ご質問ありました事業採択なるかならないかということでしたけれども、それは一般財団法人、一般社団法人自治総合センターのことですか。

○委員（大野忠夫） それ、自治総合センターというのは、これには今言った地方6団体だとか、地方自治関係者、地方6団体と書いてるんだけれども、そういう人たちもその認定するにあたって協議さ入るんですか。

○委員長（佐藤清吉） 大野さん、今のあれがあくまでも積載車の購入の案件でありますんで、財産の取得なってますんで、財産の取得の方なんです。

○委員（大野忠夫） 財産の取得で、この補正予算書のどこ見ると、この財源がコミュニティ助成事業採択に伴う経費の補正という、ここに書いている自治総合センターの部分でやってるといふ、そういうふうに見えるんですけども、いろいろこの今まで、かなり

の年数にかけて要望になって、こういう事業からお金を貰ってやってきてる事業って、
いっぱいあったと思うんだけども。

○委員長（佐藤清吉） 暫時、休憩します。

10 : 18 休 憩

10 : 19 再 開

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き会議を行います。外に質疑ありませんか。はい、
佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 老朽化に伴う更新というのは、このポンプ車というようなのは、老
朽化というと耐用年数というのは、大体どれくらいになるものなのかこれ1点伺いた
いと思います。それから全部更新する場合の古いポンプ車というようなのは、この購入先
で引き取るというふうなことがされているものなのかどうかということ、この2点お聞
きします。

○総合防災課長（竹村由喜美） 概ねですけども、通常10年、20年以上で更新の時期
というふうになってるそうです。あと引き取りは更新の時期に下取りという形としてい
ただいてます。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決し
ました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、議案第136号、「財産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 議案第136号財産の取得についてご説明いたします。資料No.1議案書は14ページ、先ほどの資料は3ページをご覧ください。

取得する財産は、防災ラジオ10,000台であります。取得先は、北斗通信工業株式会社となっております。本防災ラジオにつきましては、本市の独自仕様での設計・開発及び製品化を北斗通信工業株式会社に依頼し、進めてきたものでありますので、他社では製造ができませんという理由から、同社との随意契約としたものです。取得金額は税込みで1億2,916万8千円となっております。なお、納入につきましては、一度に大量生産できないことから、最終の期限を平成29年3月24日としております。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚 柏） 2点お尋ねいたします。避難行動要支援者世帯等についてを、ちょっともう少し補足して説明していただきたいということと、これ1,400台ぐらい余るといえばいいのか、余裕あるわけですけど、一般販売するという表現で資料あるわけですけども、どんな一般販売の仕方なのか、そこいらあたりちょっと2点補足して説明していただけないでしょうか。

○総合防災課長（竹村由喜美） はじめの、避難行動要支援者世帯について、でございますけれども、高齢者、障害者等のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する方がいる世帯ということでございます。それから2点目ですけれども、販売の方法につきましては、今検討中でございます、できるだけいろんな地域の方に買って頂きたいということで、多くの業者さんも考慮に入れながら考えているところであります。以上です。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 避難行動要支援者の方、高齢者等避難要支援者の方々にまず無償貸与という形で配布するわけですけども、8,655台のこの無償貸与が、もし亡くなるとか、施設に入るとか、そうしたことも今後考えられる世帯だと思うんですが、

そうした場合には、この貸与した防災ラジオはどのような扱いになるのかというところを教えていただきたいと思います。

○総合防災課長（竹村由喜美） 今現在考えてございますのは、ラジオの耐用年数であります5年間を基準として、5年を基準として貸与したいと、その後は支給という形で考えております。まだ細かいところまでは決めてませんが、その5年以降は支給となりますので、そのままということになると思います。

○委員（佐藤文子） 5年間の間にいわゆる亡くなられたり、あるいは施設に入ったり等で空き家になるようなケースだって、いわゆるそういう世帯も生じ兼ねないわけですが、そうした場合にこのラジオはどのような、返還というふうなことでしていただくわけですか。

○総合防災課長（竹村由喜美） 貸与でございますので、一応返して頂くということで、進めております。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか、他に質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 防災ラジオの関係は3月の新年度予算で提案されて、これあの採択になっている中身なんですけども、その後いろいろとこうまた意見をいうのはどうかなと、思いながらも、一般販売の価格も1万4千円ですね、1万4千円で販売すると、その半額を助成するんですか。それは違うんだしか、税込み1万2,920円で仕入れて、1万4千円で売ると、それさ助成は何も無んだが。

○総合防災課長（竹村由喜美） 今、大野議員がおっしゃりましたように、1万4千円に7千円の補助ということで販売したいと思っています。

○委員（大野忠夫） 助成なんも無がったんだが。なんとなんだこれ。

○総務部長（佐藤芳彦） 購入していただく方に対しては、2分の1助成するという事です。2分の1の助成制度を設けておりますので、購入して頂く方は1万4千円ですけども、7千円で買えるということです。

○委員（大野忠夫） だから、2分の1補助だしべ、んだよね。それで、この今一番力入れていかねばねってこと防災のからみだわけですから、できるだけやっぱり意識改革をしっかりと早く、こういうものになじんでいくためには、売るから買えれば、なかなか買わねんだし、やっぱりできるだけ補助を多くしたり、そしてその市民から多く購入、ていうか、多く持ってもらうことが、一番だと思うんだけど、3月の定例の時に、こういった話を、それ通ってしまった訳ですけども、これからそういうことも考

えながら、できうればかなりの金額なるんだけども、3億ぐれ、これ全部無料てば、3億ぐれ消えることになる、でもそれまで行かなくて行くか分からないけども、やはりこのやってみて、どうも進まないとすれば、補助額を多くするとか、いろんなこと考えて行かねばねと思うんし、せっかく良いものを用意してるわけです、それで後、もう一つは、合わせてこのいろんな弱者の話なんですけども、そこには無料で配布していくということですが、こういう災害ていうのは、いつも24時間起こりうる内容ですので、同じ世帯でも日中高齢者だけなる世帯というのはかなりの数あると思うんですが、そういう人達についてもひとつ考えていく必要があるんでねのかなと思いますけども、その辺はどういうふうに思いますか。

○総合防災課長（竹村由喜美） 最初の方ですけども、販売分450台となっておりますので、その分に関しましては、できるだけ多くの皆さんに買って頂けるように広報なりでお知らせしたいと思います。二つ目ですけども、今回の避難行動要支援者世帯というも日中、やっぱりだれも居なくなったりするという家庭も含まれてございますので、普通の一般の家庭にはその日中居ないということで、日中の分につきましては、あまりと思っています。以上です。

○委員（大野忠夫） きちっと納得いくようなもんでねんだども、いずれまず採択したものをまた盛り返すということじゃなくて、そういう良いものを早く皆さんから持ってもらうために、いろんなことを考えてほしいなということの一つ、過程の中で、頭さ置いて事業を進めてほしいと、そういうことをお願いしてるわけです。ひとつお願いします。

○総合防災課長（竹村由喜美） 分かりました、今後検討させていただきます。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） もう1点お聞きします、避難行動要支援者の方々に配布された防災ラジオ、これを聞いてあわてないでいろいろ行動とってもらうことになろうかと思えますけれども、まず防災、ちょっと基本的なことがよく分からないですけど、防災ラジオで発信される、どういうときに緊急の通報が入るものなのか、その基準てなんかあるんでしょうか。たとえば、震度なんぼ以上の時にビィビィ鳴るとか、どういう豪雨災害とかいろいろ一定度そういう通報の起動するそういう災害レベルの規模というふうなのが基準というふうなものが、どんなもんなのかちょっと。

○総合防災課参事（伊藤直樹） 総合防災課の伊藤です。まずあの防災ラジオで流れる場合ですけども、基本的にはJアラートというのがありまして、そちらの方でたとえば

ミサイル発射したとか、防災とは関係ないんですけど、記録的短時間豪雨とか、後は地震速報については、国の方で直接エリアメール等でやりますけども、それと同じような情報が放送されます。そして市の方で出す時には、避難勧告とか、そういうものがまず想定されます、そちらの方を出しますので、その避難勧告等の情報に従いまして、迅速に早めに避難行動をとっていただくというふうに考えております。

○委員（佐藤文子）　そこで、こういう避難行動要支援者が早めの避難、どのように避難すればいいのか、どういうところに行けばいいのか、どういう第1次避難、避難というか、そういう行動をとればいいのかというふうなことが理解できるような、そこら辺のこの市民への指導というそういうふうな事などは、防災ラジオ貸与というふうなことにあたって、そういうマニュアルというものが、この要支援世帯にしっかりと配布されるなどして、こういう場合はこういうふうな行動を取るのですよというように具体的に分かるようなマニュアルみたいなものも配布されなければ、ラジオのこういわゆる貰っても、しょっちゅうビービー鳴るけれども、なんとすればいいか分からないというふうなことになるのではないかと思いますので、その辺早めの行動、避難行動、どういう内容、どういう行動をとればいいのかということが、即座に分かるような何かがあってしかるべきではないかなと思うんですけれども、その辺のこれから、そういうマニュアル作りへの考えとかはございますでしょうか。

○総合防災課長（竹村由喜美）　ただ今のマニュアルに関して、でございますけども、今あの国交省の方で雄物川の洪水に関するハザードマップ見直しということで、新たなものが出されました。市としましては、それを基に新たなハザードマップを作成する予定でございます。それに合わせまして、そういう避難行動のマニュアル等についても考えて行きたいと思っております。

○委員長（佐藤清吉）　よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、小山委員。

○委員（小山緑郎）　ちょっと今、佐藤さんの質問聞いて思い出したけれども、このラジオって、緊急信号だけだしか。それ一つ聞きでし。

○総合防災課長（竹村由喜美）　ラジオの放送とそれから4ページ目見ていただき、資料の4ページ目見ていただければ、右上に丸いのがありますけれども、通常の際は白で光ってますけども、災害時は、その放送があった場合は赤く点滅すると、耳と目で訴えるような仕組みになってます。

- 委員（小山緑郎） そうすれば、災害が起きたとき、逃げるときでも、多分このラジオ持って逃げる人もいる可能性もあるしね、せぼどこに行けばいい、どこ行けばいいって、そういう指示の発信はするんだしか。それも、こさ行け、こちゃ行けどかって、今、どういう状況なんだが、そういう放送もする、ラジオ持って避難する人もいると思うんだよ、電気止まったりせば、そこまで考えた防災ラジオですか、ちょっと聞く。
- 総合防災課参事（伊藤直樹） まず防災ラジオの方ですけども、こちらあのFMはなびさんの方を通して起動信号という信号を出すと自動的に電源あがります。そして自動的にFMはなびチャンネルが合いまして、放送聞ける状態になります。そこで、どこそこ地区の人は今こういう状態なので、避難してくださいとかという、そういう内容について、言葉でお知らせしますので、そういう形で、ただあまりにも大規模なりますと、けっこう長い文章なるとお思いますので、その時は、原稿用紙もFMはなびさんをお願いして直接、あちらの方でも起動できるんですけども、どこそこ地区の人はどこそこへという感じで、なるべく分かりやすいように丁寧に放送していただくということで、考えております。
- 委員長（佐藤清吉） よろしいですか、他に、千葉委員。
- 委員（千葉 健） 単純な質問なんだけども、我々ラジオといえ、まず電池が入っているということで、想像するんだけど、例えばこれってオフの状態でも入ってくるということは、電池が切れた状態であっても、こういう非常時の時は完全に電源が入って、出てくると、そういうことなんだしか。ちょっとそこら辺。
- 総合防災課参事（伊藤直樹） まず基本的にラジオには電池入ってます。ただそれは停電の時に動かすためということで、基本的には電池入れながらAC電源の方に接続していただいて、その状態で使ってください。
- 委員（千葉 健） 電気コードさ差して使う。
- 総合防災課参事（伊藤直樹） そうです、不断はそうやっていただきたいと、抜いていると不断でも受信しているので、けっこう数日間で電池無くなるので、それはバックアップか停電の時に使うための電池という考えで、基本的にはAC電源で。
- 委員（千葉 健） あれさ差し込んだ状態で。
- 総合防災課参事（伊藤直樹） そうですね。
- 委員長（佐藤清吉） はい、よろしいですか。他に質疑。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） すいません、ついでの話なんですけども、このFMはなび、放送局の方からいろいろこうやる、手続きさねくたって話なんですけど、普段も今、携帯ラジオでも、家のラジオでも、FMと契約すれば、それ流れるんだしか。その辺、あるいはスマホであれば、メール、さっきメールの話もしたけれども、そういうメールなんかも常にそういう事態が出た時はFMはなびでやるようなものは、全部一斉にこの発信するというふうなことになっているんしか。

○総合防災課長（竹村由喜美） 今回のこのラジオに関しましては、普段、FMあきたとFMはなび、NHKFMと3つのバンドが入るようになってまして、緊急時には、そこに割り込んで、災害情報を発信するというものです。契約等は一切必要ございません。

○委員（大野忠夫） ラジオさは、今のこの災害用のラジオさは、割り込んでその入るようなシステムなってるかもしれねども、普段にFMはなびさ登録して、携帯でも聞いている人、それから家でラジオを聞いている人もいますよね、そういう所にも、そういう発信するときは一緒に発信やるようなシステムなってるんだがなど、その辺聞いているんだし。

○総合防災課参事（伊藤直樹） まずFMはなびの方には、普段聞いてらっしゃると、もし仮にうちの方の割り込み放送が入ると、当然同じように聞けます。ただし、普通のラジオですので、自動的に電源入るとか、他の局聞いていたから、そこに移るとかとかというそういう機能は無いので、たまたまFMはなび聞いてて、その時間に放送入れば、聞くことはできますけども、何もしない状況では普通のラジオでは聞くことはできません。市としては今まで、その他に防災ネット大仙というもので、緊急情報をお知らせしておりまして、今回はそれらを補完というかですね、防災ネット大仙というのは、こういうメールとかで来ますので、持ってない方はラジオでということで、今回その防災ラジオの方のシステムを立ち上げた訳です。その他に当然マスコミという方にも防災情報流しますので、避難勧告等が出ました場合にはテロップ等で流れるような仕組みにはなっております。そういうふうに関んな多方面からの情報配信できるようにしております。よろしいでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） よろしいでしょうか。

○委員（大野忠夫） ちょっとぱっとしねな。まだねっているような感じだども、そういう緊急性のもんだがということいまの災害ラジオの件も、向けてやるって、その回りには普段にもFM放送聞いている人もけっこういるので、そういうところがそこさも

やっぱりこの、放送局のばつと災害情報出してもらおうと、そういうことなどが出来ないんですか。

- 総合防災課参事（伊藤直樹） 一応ですね、マスコミ関係さんの方には。
- 総務部長（佐藤芳彦） ラジオまず、他のラジオとのAMとかFM、どこ聞いても必ず、災害の時はそういった情報が流れると思いますけども、特にその大仙市内の状況がどうなってるか、詳しく、例えば今、避難所、ここ、ここ、ここを何時に開設しますとか、そういう災害対策本部を作ったときに、逐一動きをですね、我々の方からも常時発信できますし、普通のラジオ聞いていると、おそらく秋田県全体の中の様子はよく分かると思うんですけども、大仙市内のどここの地区は今こういう状況なってますとか、そういうのをやっぱりもっとその詳しい情報を知るためには、FMはなびを聞いて頂きたいということです。もちろんAM聞いてても、FMはなびの周波数さ合わせれば、FMはなびは当然聞ける訳ですので。
- 委員（大野忠夫） わかりました。要するにこういうすばらしいラジオ、みんな持てだばえども、1万4千円だから買えじゃと言ったたて、そなたに金だすてば、なかなか買わねもんだと思うんだし、だからそういう活用すれば出来るようなもの、FMなはびの局でやってるそのラジオの放送の中でも、そういうもの自動的に繋がるような、そういうことを考えていかねんだかなと、私そこをちょっと聞いているんだし。今すぐできないものもいっぱいあるかもしれねども、なんといろんな何かのたんびに、ひとつひとつもの買わねばねごたばよ、これ大変なことなんでねがと思う。
- 総務部長（佐藤芳彦） 今でも、たとえばテレビ放送でもいいんですけども、当然我々の方で避難準備情報、あるいは避難勧告、避難指示の場合は、その部分、テロップで全部テレビで流れますし、ラジオはラジオでちゃんと放送してます。今も。ただ、FMラジオの場合はもっと細い、もっとその生活に必要な情報だとか、そいったもの事細かく流せるということです。
- 委員（大野忠夫） そういうふうにかう広げて見れば、広げて見れば、ほんとにこの弱者のためだけに、こういうすばらしいもの配布するんだという、この人たちだけの活用策になってしまう感じするなやな、これは災害用のラジオ、これはいろんなニュース聞くためのラジオなんて、分けて2つも、3つも分けたって、しょうがね話だな、せっかくいいものなんだから、そういうことっていうのは、やれば出来るだしべ。こういうこ

とはやる、お金かかる話だからな、それはあまり出来ねけど、やれば出来る話でねがな
と思います。技術的に。

○総務部長（佐藤芳彦） 今、FMラジオさん、FMはなびさんとは大仙市はその防災協
定を結んでおりますので、そのためにお互いに様々な情報をやり取りすることが出来て、
市民の皆様にお伝えすることができます。ただ、今現時点でマスコミというのは沢山あ
りますよね、今議員がおっしゃったように、どのラジオ聞いても、どのテレビ聞いても、
ある程度の情報は入ってくるですよ、それをどのように取捨選択していくかという受
け手側のいわばリスナー側の選択というのは必要なんですけども、FMはなびを聞いて
もらえると、必要な情報を必ず、今大仙市民が必要な情報を必ずしっかりお届けする
というような考え方の基にやらせていただきたいと思いますので、今言った、大野議員
が言ったようなことが、全放送、マスコミに同じような仕組みできれば、それはもちろ
んそれに超したことはない訳なんですけども。

○委員（千葉 健） 今、電波、周波の関係であっちこっちさ。

○総務部長（佐藤芳彦） FMというのは、ローカルの限られたエリアしか電波届かない
ので。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 先ほど私の質問に対して、丁寧な、皆さんの避難すべきその弱者の
皆さんにお知らせするあれは放送局の方で、FMはなびの方で丁寧にこの大仙市内の災
害状況あるいは何処に避難すべきか、どういう避難行動をとるべきかという緊急のそう
したこの避難内容について、放送局の方で説明を、丁寧な説明を分かりやすい説明をす
るというふうなことの答弁がありましたけど、いずれこの緊急性があって、しかも具体
的にそうした避難指示等の内容を説明するのに、この放送局の人にお任せしていいもの
なのかどうかというの、ちょっと心配なところがあるんですけども、どんな災害が起
きても直ちにそうした災害対策本部だとか設置された場合、すぐに行動する職員の体制
とかあるわけですけども、その一貫として、放送局にすぐ出向いて直接防災対策室の
職員等が、そうした避難指示、災害状況の説明、気象庁などが説明するような、あし
した行動をむしろそういう災害のこの緊急かつ詳細な情報提供あるいは避難指示、そう
したものの放送にあっては、やっぱり防災対策室等が機動すべきでないのかというふう
に、ちょっと思っちゃったんですけど、別に放送局の人が正しく間違いなく放送すると思
うんですけども、いわゆる、うっかりちょっと一字間違いの放送でも、責任が非常に後

で問われてくるようなことがあっては、やっぱり問題なので、そういうこと放送局の人に求めるとするのは非常に大変なんじゃないかなって、こういう災害等緊急を要した市民の行動に指示を要するような放送については、やっぱり対策室から出向いた直接の放送が良いのではないかと思っちゃったんですけど、その辺はどのように考えてらっしゃいますか。

○総合防災課参事（伊藤直樹） 先ほどちょっと説明足りなかったかもしれませんが、うちの方の総合防災課の方から直接、マイクで割り込んで放送できるシステム持っております。最初はそちらの方で、放送いたしまして、市民の皆様には緊急な情報をお流ししますが、何回も何回もやっぱり放送していかないと、なかなかその時聞いていなかった方もいらっしゃると思いますので、それについては、何回も何回もというような部分は放送局さんにもお願いすることがあるということで、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に議案第140号「平成28年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 議案第140号平成28年度一般会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

資料No.2 補正予算書は10ページ、資料No.2-1 主な事業の説明書1ページをご覧ください。はじめに、9款1項2目12事業、消防団管理運営費についてであります。補正前の額、3,353万9千円に117万円を補正し、補正後を3,470万9千円とするものであります。補正の理由としましては、消防団員の装備品の充実を図ることを目的に、夜間等現場の視界不良時の安全確保のため、ヘルメットに装着可能なLEDヘッドライト300個を整備し、本部及び各支団に配備するものです。なお、財源内訳は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の地域防災組織育成事業の助成金が100万円、一般財源が17万円となっております。

続きまして、9款1項2目40事業、災害に強いまちづくり事業費についてであります。資料No.2 補正予算書は同じく10ページ、資料No.2-1 主な事業の説明書は2ページをご覧ください。補正前の額、1,016万6千円に200万円を補正し、補正後を1,216万6千円とするものであります。補正の理由としましては、災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織の活動強化に係る防災資機材の配備や購入助成を実施しておりますが、今回、太田地域自主防災組織連絡協議会が実施する「防災資機材整備事業」が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に採択されたことから、同協議会に加入している全自主防災組織、24基の自家発電機の購入に係る経費に対し、補助するものです。なお、財源は全額一般財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑をおこないます。質疑のある方はお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚 柏） 補正のうち、災害に強いまちづくり事業についてお尋ねしたいと思っております。太田地域で幸い、助成の対象になったわけなんですけれども、これ他の地域についても、ないしはこれに同じような自治防災でやろうとした場合、この助成事業に該当していくための、我々もしくは行政の方での働きといたしまししょうかね、可能性というか、その当たりについてちょっと状況についてお知らせ願えませんか。

○総合防災課長（竹村由喜美） この助成制度につきましては、50万円から200万までの助成が、枠があるようです、今回太田地域が24基ということで、200万円フルに活用されているわけなんですけれども、自主防災組織、協議会等の地域に応じて、大小ある

と思いますけども、その規模に応じて申請はできますので、積極的に自主防災組織が手を挙げていただければ、こちらとしては申請をして参りたいと思います。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） これ最初にちょっと話、さっきちょこっと触れてあるんですけど、相当長い前の話、昭和52年から、こういう制度設けて、その6団体だとか、地方自治関係者、そういう人たちが設立したと言うことで、宝くじ販売手数料とか、そういうものを活用して、その資金を貯めてきて、それをこういう要望、採択して出すという、そういうシステムですか、どういうものだしべ。自動的にやるもの、こっちからやっぱり要求さねば、要望しねば、（聞き取り不可能）。

○総合防災課長（竹村由喜美） いわゆる宝くじ助成金といわれているものでございまして、あくまでもこちらからの申請によります採択ということになります。

○委員（大野忠夫） 私達も自治会活動をやっているときは、非常に助かるものであったなと思う、こういう難しいものだと思ってながった。宝くじから助成あって、それうまく、上手に要望して採択してもらって、テント貰ったり、いいもんだなというそういうあれは分かっているんだけど、こういうこみいったそういうものところにいるということは、なかなかできなかったという、こういうその人たちが設立者となってやってる皆理解している人達がやってるわけなんで、要望すればほとんどこれ該当になって採択されてくるもんだのかも、どこまでもいっぱい金あるわけでなくて、今年度こんげ、今年度こんげというようなやってるもんだと思うんだけど、その辺はかなり今まで昭和52年からこれやってきたということになってるんだけど、そうすればもう大仙市なって合併前から相当各自治体では活動してきたもんだべなと思うんだけど、そこはどういうふうに思いますか、今までやってきたこと、いっぱいやってきて、宝くじ買えじゃってやってきたから、こうやって手数料なんかもいっぱい入ったんでねがなと感じすんだけど、助成事業があるからうまくつかめて、出してやったら、たいした良くなったということなのか、その辺（聞き取り不可能）6団体の人達が皆設立者なってるわけだから、常にやっぱりこう横の話したり、そういうこともいっぱいやって、今度大仙市も何年か経ったから、いっぱい貰えるんでねがとか、そういう見込みやってきてるんだしべが。

○総合防災課長（竹村由喜美） このコミュニティ事業といえますか、これに関しましては、必ずしも防災だけでなく、さっき大野議員がおっしゃいましたとおり、テントとかというのも、他には放送設備だとかというのもあります。各コミュニティ事業の中にも

細かい事業がございまして、その枠が各事業に振り分けられてますので、必ずしも採択されるということではないです。ですので、市としましてはそういう事業に対して、出来るだけ申請して採択なるようにということやって行きたいと思います。以上です。

○委員（大野忠夫）（聞き取り不可能）お金が来る訳でなくて、そういうことでいっぱい活動せば、いっぱいお金貯まって、いっぱいこうやって来るんだばよ、税金もかけねくたって良くなるし、なかなかそうではねと思うわけだけど、やっぱりその側面からこういう6団体の人たちも、一生懸命力入れてやってるなっていうこと、やっぱりこう皆さんに全面に見えるような話もたまにしても、もらいてなと思う訳です。よろしく願います。

○委員長（佐藤清吉）他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉）無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉）討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉）ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

11時15分まで、暫時休憩いたしたいと思います。

11：02 休憩

11：14 再開

○委員長（佐藤清吉）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、陳情第45号、「未来の有権者のための模擬投票所設置に関する陳情」を議題といたします。

ここで暫時、休憩いたします。

11:14 休憩

11:23 再開

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚 柏） この陳情書の中で、目的2つ陳情書に書かれてますけれども、子ども達の動機付け、それから大人の世界の人たちへの動機付けということあります。趣旨は非常に良いですけど、これ税金を使って導入してどれだけ効果があったのかということ、実はなかなか計りかねるというんですか、効果を見るのは難しい、これへたとすると数家族しか、かなりのお金を掛けても、数家族しか来ないケースだってありうる、まさかこれ100何カ所で模擬投票所設ける訳でないでしょう、1カ所、たとえば市役所に設けるにしたって、相当のお金が掛かると、目的の効果を判定することがなかなか困難なのにもかかわらず、経費が出ていくということについて考えると、私は簡単に賛成することはできないというふうに思います。以上です。

○委員長（佐藤清吉） ということは、不採択という考え。他にご意見ございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 未来の有権者となる子ども達に模擬投票所を作って、選挙期間中投票所、模擬投票所を作って、投票行動をとって頂くというふうなことを出来るようにしろというふうな意見書、子ども達は、小学校では児童会あるいは中学校では生徒会といったところでは、選挙による投票で選ぶ、ちゃんと投票行動がやっぱり学校の中でも実際あるわけです。学校生活、教育、自分たちの教育になどについてやっぱり意見を示す場として、投票行動がちゃんと行われているわけですが、今いざ社会の政治と暮らしの関わり、そして社会と政治の関わりというふうな点で、教育の時点からなかなかしっかりその教育にそういった学びの場がなかなか無いというのが、現実20歳以上の有権者を、選挙権を得て投票率がどんどん下がっていったというふうなそういう原因も私はあると思います。いずれにしても生活と政治、社会と政治の関わりを一人ひとりが深く関わっているというふうなことが、認識できるような、そうした世の中になりますと自然に投票率は私は上がっていくもんだというふうに思いますので、あえてこの投

票行動とることの異議だけを知っていくための模擬投票所つうのは、あえて別に作ってやる必要はないんじゃないかというふうに私は思います。不採択で私は。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ただ今、お話を聞きますと、不採択の意見が多数でございますが、これより採決いたしたいと思います。

本件は「不採択」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、不採択すべきものと決しました。

これから現場を見に行くわけなんですけども、午後から行ったらいいのか、ちょっとお昼すぎても今行ったらいいのか、お伺いしたいと思いますが。

（「今行って見てきて」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） そうすれば、暫時休憩します。

11：29 休憩

13：28 再開

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

陳情第47号、「旧佐藤産業工場解体に関する陳情」を議題といたします。

ここで暫時、休憩します。

13：29 休憩

14：14 再開

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚 柏） 本件を甘く考えないで、じっくり調べていただきたい。事実関係をね、そして、やっぱりこの委員会に再度報告願って、どう対処するか、我々議会も委員会も、真剣に考えますって、すいません佐藤委員からも。

○委員長（佐藤清吉） そうすれば、石塚さんの意見というのは、継続審査という。

○委員（石塚 柏） ということで、よろしいと思います。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 本件については、継続審査求める意見がありますので、まず継続審査について、お諮りいたします。

本件は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

挙手多数であります。よって本件は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次ですが、閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（佐藤清吉） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（佐藤清吉） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間わたり大変ご苦勞様でした。

午前14時37分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐 藤 清 吉